

令和 8 年 3 月 23 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官

} 様

盛岡市内丸10番 1 号

岩手県議会議員 城 内 愛 彦

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃に自制を求める意見書

アメリカ及びイスラエルによるイラン攻撃に自制を求め、速やかに攻撃を中止し平和的解決を求めるよう強く要望する。

理由

アメリカとイスラエルは令和 8 年 2 月 28 日、イランに対する大規模な攻撃を開始した。住宅や病院、学校など民間施設が連日攻撃され、子どもを含む多くの一般市民が犠牲となっている。

この行為は武力行使の禁止、主権平等の原則を明記した国連憲章と国際法に違反する可能性があり、速やかに平和的解決を図るよう求める。

両国の攻撃に対してイランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、軍事的エスカレーションを引き起こす事態は避けなければならない。国連憲章、国際法の遵守による外交的解決を図ることが平和の道と考える。すでに武力攻撃と報復攻撃による影響は、経済活動や日々の暮らしに広範囲かつ加速度的に広がっており、戦闘状態の停止は一刻の猶予もない。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 アメリカ及びイスラエルに対し自制を求めると共に、国連憲章、国際法を守り、速やかに攻撃を中止し、外交による平和的解決に立ち戻るよう要求すること。
- 2 イランがホルムズ海峡の機雷等による封鎖をやめるよう求めること。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。